

## 長崎県立大学学外出講に関する事項について

1. 出講しようとする科目が、その教員の専門分野に係る科目であり、その教員の教育研究に有益であり、かつ、本学における本務に支障がない場合に限るものとする。
2. 出講時間数は、原則として4月1日から9月30日までの期間内又は10月1日から3月31日までの期間内を平均して週4時間（2コマ）に相当する時間数及びコマ数以内とする。  
また、春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日において集中講義として出講する場合は、上記の時間数とは別枠にする。  
集中講義を含む出講時間数は、本学における持ち時間数を上回らないこととする。  
なお、やむを得ずこれらの限度を上回る場合は、学長の承認を得なければならない。

一部改正 [平成 31 年 3 月 20 日]

3. 教育研究評議会委員の学外出講は、原則として認めない。

一部改正 [平成 30 年 2 月 6 日、平成 31 年 3 月 20 日]

4. 学外出講を行う者は、学長に対し「学外出講承認申請書」（様式第1号）を提出し承認を得なければならない。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日）

この学長決定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 6 日教育研究評議会協議）

この学長決定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日教育研究評議会協議）

この学長決定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日教育研究評議会協議）

この学長決定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

長崎県立大学長 様

学部

職名 氏名 印

### 学 外 出 講 承 認 申 請 書

1. 令和 年度 (前期・後期・第\_\_\_\_クォーター・その他)
  - (1) 出講期間 月 日 ~ 月 日 毎週 曜日
  - (2) 講義時間 時 分 ~ 時 分
  - (3) 講義場所
  - (4) 講義科目
  
2. 令和 年度 (前期・後期・第\_\_\_\_クォーター・その他)
  - (1) 出講期間 月 日 ~ 月 日 毎週 曜日
  - (2) 講義時間 時 分 ~ 時 分
  - (3) 講義場所
  - (4) 講義科目
  
3. 令和 年度 (前期・後期・第\_\_\_\_クォーター・その他)
  - (1) 出講期間 月 日 ~ 月 日 毎週 曜日
  - (2) 講義時間 時 分 ~ 時 分
  - (3) 講義場所
  - (4) 講義科目
  
4. 令和 年度 (前期・後期・第\_\_\_\_クォーター・その他)
  - (1) 出講期間 月 日 ~ 月 日 毎週 曜日
  - (2) 講義時間 時 分 ~ 時 分
  - (3) 講義場所
  - (4) 講義科目

5. 集中講義(1)

- (1) 出講期間            月    日    ~        月    日  
(2) 講義時間                   時        分    ~        時        分  
(3) 講義場所  
(4) 講義科目

6. 集中講義(2)

- (1) 出講期間            月    日    ~        月    日  
(2) 講義時間                   時        分    ~        時        分  
(3) 講義場所  
(4) 講義科目

7. 集中講義(3)

- (1) 出講期間            月    日    ~        月    日  
(2) 講義時間                   時        分    ~        時        分  
(3) 講義場所  
(4) 講義科目

8. 集中講義(4)

- (1) 出講期間            月    日    ~        月    日  
(2) 講義時間                   時        分    ~        時        分  
(3) 講義場所  
(4) 講義科目

9. 集中講義(5)

- (1) 出講期間            月    日    ~        月    日  
(2) 講義時間                   時        分    ~        時        分  
(3) 講義場所  
(4) 講義科目